（本號八面）　（明治三十五年五月二日第三種郵便物認可）　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千三百四十七號　金曜日
明治廿五年五月二十日
舊曆壬辰四月廿四日（壬子）
日出午前四時三十四分　入午後六時四十一分
月出午前零時十一時五十五分　入午前十時五十九分
潮干午前十時五十九分　潮滿午後十一時三十三分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三〇圓一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢の郵送料を申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行平假名廿四字詰	一日		
一行	二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて遠く各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

製鐵事業

海軍省提出の製鋼所設立案は所謂新事業費の一にして昨年の議會に於ても種々の非難ありたれども歸する所は從來の如き不始末なる政府には斯る大事業を托するの信用なしと云ふに外ならざりしが如し政府部内年來の事情に徵すれば其說も敢て無理ならず當局者に於ても自から省みて思ひ當るふしもある可しと雖も政體一變の今日に既往の失策を喋々して之を咎むるも事に於て益する所なければ此處は政府も議會も時と共に一新して今後の事を計畫し實際に誤りなきを期するふそ肝要なれ我輩の所見を以てすれば製鐵の問題は之を內國の事業として經濟上に得失相償ふや否や或は一時の損を免かれざるも終には其損を償ふに至るの見込あるや否やの疑問に外ならず此疑問にして決すれば其他は論ずるに足らざるのみ當局者の言に據れば製鋼の事業は軍備獨立の基礎にして造船製砲の原材なる鑛鐵の供給を外國に仰ぐは一大欠典なり戰時は勿論、他國と事あらんとするに當り輸入の道を絶たるゝに至るときは軍艦の製造修繕も難きのみならず兵器砲彈の不足を告ぐるふとあるも之を補充するを得ざる可し云々と云へり製鋼事業の軍備上に必要なるは勿論なれども他國と事ある の日に輸入の道を絶たるゝ云々の推論に至りては窮窟至極にして今の世界の大勢に通ずるものゝ言はざる所なり如何となれば右の如く立言するときは今後軍艦大砲を始めとして海陸一切の軍器は悉く內國にて製造するのみならず製鋼に要する原料に至るまでも悉皆これを內に求めざるを得ざるの結論に達す可ければなり西洋諸國の事例に徵するに其材料は必ずしも內地產出のものに限らず現に露國の如きは英國の供給を仰ぎ又獨のクルップ會社の如きは西班牙に鑛山を所有し其他の諸國に於ても皆然らざるはなし蓋し鐵材の製造には各種の原料を配劑調合するの一事最も肝要にして剛柔硬軟、材の性質を異にするに隨ひ其原料の配合も亦異にせざるを得ざるが故に各種の原料を各地より集むるの必要ある次第なりと云へば今我國に於て期する大事業を起すに原料の供給を悉皆內地に得べきや否やは一の疑問なれども聞く所に據れば其筋の調査には之を得るの見込ありとのことなれば此點は先づ差支なしとするも各種の製材に要する各種の原料は悉皆これを內地に求む可きや否や將た採掘の方法も未だ熟せずして且その性質さへも未だ分明ならざるものの內地の原料を當にすると之を外國より輸入すると經濟上の利害は如何なる可きや凡そ是等の點は此事業の計畫に就て最も研究を要する處なるに唯軍備獨立云々を目的として此問題を決せんとするは決して至當の見解と云ふ可らざるなり抑も製鐵の事業は今の軍備上に欠く可らざるは無論、鐵條なり橋材なり船材なり凡そ鐵に至るまで今後鐵の需用は次第に增加して益々その必要を感ずるに至る可し然るに一々これを外國に仰くときは往復運送の間に時日を費やす可らず、不時破損等の用意として無用の鐵材を貯へ置かざる可らず、又萬一その製品に厘毫の相違ありても能々これを送還して引換の手數を爲さゞる可らざる等諸種の不便少なからざるが故に今後需用の見込も確かにして其原料は內外何れの地に取るも之を國內に製して得失相償ふの計算ある以上は斷然着手して差支なかる可し固より創始の事業萬事不慣の事として遽に利益を見るは難かる可しと雖も兩三年の中には次第に經驗を積て得失相償ふのみならず之が爲めに國內に熟練の職工を增して器械製造の進歩を致し殊に我鑛山業の發達を促すの利益ある は我輩の信じて疑はざる所なり然れども製鐵の業は一云々として理論の上にては十分成功の見込あるも實際に臨んで熟練の足らざる爲めに失敗したるの例少なからず西洋諸國の職工中には單に原料溶解の度を鑑定し又は「の車輪を製するが爲めに非常の高給を得るものさへありと云へり左れば我國に於ても最初の間は彼國の職工を雇ふて其熟練を利用するふと必要なれども若しも十分安全の案を云へば我輩の屬ば論じたる如くアームストロングもしくはクルップの如き彼國の大會社をして我國に工場を設けしめ政府より之を保護し若干年の年限を期して之を買取るの方法に如くものなし此案に由るときは其年限の間に我國の職工も自から熟練經驗を得て他日の起業に萬一失敗なきを期するに至る可し此上の得策なかる可しと雖も現に軍備獨立なるの說もある程の次第にして是非とも政府の力を以て之を爲さんとならば最初の間は成る可く規模を小にし兩三年間は全く經驗の心得を以て從事し職工も次第に熟練し前途の見込も愈々確定したる上にて之を擴張するなり又は民間の資本家に賣渡して經營せしむるなり徐々に歩を進むるふそ起業の順序を得たるものならんと我輩の敢て信ずる所なり

官報

○大藏省告示第二十二號
東京第三十三國立銀行鎭店ヲ命シタルニ付東京府平民澁澤榮一東京府士族阿部泰藏東京府平民末延道成ニ跡引受人ヲ命シ該銀行鎭店處分ニ係ル一切ノ事件ヲ取扱ハシム
明治二十五年五月十九日
大藏大臣伯爵松方正義

○司法省告示第三十三號
本年當省告示第三十號ニ付テハ本年五月四日以前ニ在テ札幌區裁判所直轄區町村ノ地所建物等ニ付賣買讓與質入書入等ノ登記又ハ公證ヲ受ケタルモノハ本年六月十八日限更ニ同區裁判所ニ登記ヲ願出ツ可シ但本文期限中ハ燒失セシニ依リ更ニ登記ヲ爲ス可キモノノ外該區町村地所建物等ノ登記ヲ停止ス
明治二十五年五月十九日
司法大臣子爵田中不二麿

○東京府訓令第十九號
郵便ニ依リ送達スル訴訟書類ヲ民事訴訟法第百四十五條第二項ニ據リ預リ置キタル後其送達ヲ受クヘキモノ在ラサル場合ニ於テ之ナ返還スル向モ有之哉ニ相聞ヘ右ニテハ法文ノ旨趣ニモ相反シ候ニ付其儘役所役場ニ留置クヘシ
町村區
明治二十五年五月十九日
東京府知事富田鐵之助
東京府訓令第十九號參照
法律第二十九號第二項
第百四十五條第二項
此規定ニ從ヒ送達ヲ廢行スルコトヲ得サルトキハ其送達ハ交付スヘキ書類ヲ其地ノ市町村長ニ預置キ送達ノ告知書ヲ作リ之ヲ住居ノ戶ニ貼附シ且近隣ニ住居スル者二人ニ其旨ヲ口頭ヲ以テ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得

雜報

○騎馬遠征者福嶋少佐の消息（昨日の續き）
少佐は二月十一日即ち紀元節の祝日に匹馬凱旋に輦うつて萬里遠征の途に上りたり在府の知人に別を告げ伯林城を後にすれば凱旋風に嘶いて足掻を早めれども涙を隱して前途を祝せし交友の情思ひ回らしては西伯利亞の瘴烟毒霧を一蓑の外套に防ぎ蒙古の猛獸毒蛇を馬蹄に踏み躪らんとする流石の少佐も坐ろに無情を覺えしなるべし其日は五十吉羅を行きてミュンヘルヒと云へるに宿り翌日ワンチンプルヒに着き其の次の日にシュエーリンに到着せり此兩地の間は道路大概深林の中に在りて人家稀に行人絶へ偶ま薪材を運ぶの車輛を見るのみ朝來西風殊に烈しく寒氣漸く加はりて羅氏の四度に下り道路凍合して鏡の如く頗る馬蹄に不便なるを以て屬々林中を驅り漸く進んで三十餘吉羅に達したるとき馬稍や疲れ少佐亦空腹を覺えたり雪降り風益々甚だしと雖ども更に人家を見ず鈍を下つて馬を休めそれより之を曳いて徒歩するふと二吉羅餘始めて一孤屋を見立寄りて一杯の珈琲に喉を潤し休憩一時許人馬共に勇氣を加へ二時半更に發程せり滿目深林にして白雪皚々たりしと
十五日本五十吉羅を驅り午後五時ポーセンに着けば其地の司令官中將ベンニング氏直ちに訪ひ來りて兵僕一名を附せり其夜は將校團の案內を受け翌日は乘馬の保養旁々汽車にてカーウ井ッチュと云へるに遊び十八日朝九時ポーセンを發して四十六吉羅を行きウレスエンに一泊、十九日午前九時十五分發程二十吉羅にしてストラルコウォーに着せり此地獨逸鐵道の終點にして此方面國境の小村落とす
十九日午後一時露國に入れり稅關をも滯りなく通過し五時頃三十吉羅にしてコーベルニクの小市街なり輕騎兵第十三聯隊の將校一同樂隊を率ゐて市街に案內し直ちに將校團に奏樂あり馬は聯隊の廐に曳き人を附して十分鄭重に待遇せり
都ワルシャウに着、其他の有名診斷を請ひしに馬醫其健强に滯留三日にして二十八日の午前聯隊長少將オッヘンブルグ氏并及び二聯隊の樂隊送つて市外三里は凡そ九丁四十餘間）にして九日五十四吉羅にしてオストロベンに達す寒暖計零下二三度、三月二日三十吉羅にしてオストロベンに達す寒暖計零下七度、同三日四十三吉羅にして寒暖計零下十度、四日グストウォーに着けり寒暖計零下十度、此數日來は寒氣日に加はり四日人馬悉く露京聖彼得堡に行易からず凱旋の疲勞甚だしく到る所軍隊樂隊將校を以て送るを常とす又常に聯隊の案內カ、ロムヤ、シコープケンに於て伯林より露都に到る行程三百紀念章を以てせり爾後日々六吉羅米突と露里にして之を吉羅米突とせ五吉羅なり日を費したるふと日を除けば三十三日にして一たる割合なり
尙ほ少佐が露都より旅中の狀報告のうちに左の如きものあり
「露國に入りし後大約一千露里にして朔風屢々雪を吹き道路少く寒氣は常に零點以下に の零下十四度とす此時暴風ながら少しく寒き樣に覺ゆ甲鼻を藏はず安正の鐵骨度合を試み推して西比利亞足らざるを知れり
騎馬の時間は七八九時間を行に不便なるが爲め十二時れども未だ雪て疲勞を覺ゆ里の行を爲さゝるを惜めり頭痛を感ぜしふとありして全快せり
今回安正の旅行は意外に天言行常に各國の新聞に記載尙ほ小心慎重決して我帝國さゝるに注意仕居候殊に露にして駐兵の地を通過する里の外に出して送迎し集會誘ひ賓客の禮を以て叮嚀の